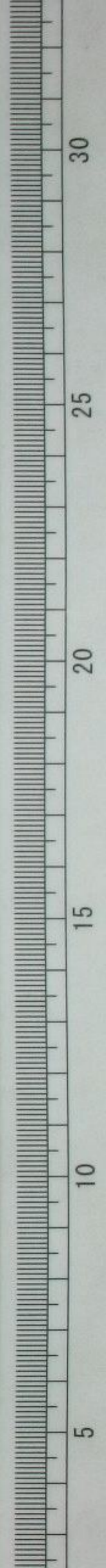


魯西亞國條約並稅則

全

413
076
3





魯西亞國條約英稅則

天
宣
統
三
年
二
月
房
信
文
書
局

五十五

帝國大日本大君と全魯西亞國帝と懇親と厚く
及び兩國人民貿易之規則を立て永久の基と爲
充全なる之事を欲して條約を取結ぶ事を決
日本大君と永井玄蕃頭并に信濃守堀織部正岩瀬
肥後守津田半之助と命す

魯西亞國帝もエフミニースプーチヤチンと命して次の
條くと議定せり

第一條

安政元年癸丑十二月廿一日

即子八百六十七年
十一月廿六日
第二月七日

下田少輔

定めたる約書と此條約と共に存し並同附録を不

あ政四年己九月七日

即子八百六十七年
十月十二日

長崎にて定めしむ

追加約書と廢す

第二條

向後日本政府とサントペートルビルグに在る諸島を治事す

領事及人と任し又魯西亞國の各港の内小艇を治事す

法取締の役人及び貿易と交易する役人と任す

其政事不領事及人及び領立たる取締の役人と魯

西亞國より別悉の日より其國の領内と旅行を治事す

魯西亞國希と江戸小艇を治事すプロマチキアгентと

任す其領事及人及びコンシユル子ラールと

其職務と領事及人より日本國の領内と旅行を治事す

許す

第三條

下田長崎箱館港の外次小島の場取を左の期
限より開く

神奈川

年七月より十月の後より

即ち八百六十九年
七月一日

兵庫

即ち凡そ十月の後より

即ち八百六十二年
一月一日

其の外日本面海岸に於て凡そ十月の後より八百

六十年一月一日より一港を開く

名を開港以前に魯西亜コンシユル小達を

神奈川を開き、後六月より下田港を鎖す

第四條

魯西亜政府と日本開港の場所の内小コンシユル或は

コンシユライルアケント等と任す

日本政府と其場取を於てコンシユル或はコンシユライル

及所附屬のもの及び支小屬する学校病院等取建
屋をその場所と資金をし

第六條

前文の港の場取小控く魯西亜人連綿在留又と一
時運商と許しし其その等は一箇の地と償とせし
て借しし取し建物の建は是と買ひ式を賃とせし
貸し又新小社祠堂倉庫等を建ししと許しし
いししも是と建うに托しし要害の場所と取建る
事と變しして成さざる處しは控の爲に其建しものと
新築改造修護の節日本取人し建と見分しし
魯西亜人建物の爲借許し場取并港くの定則と各
港の取人と魯西亜コンシユルと議定ししし議定し
づしし時と其事件と日本政府と魯西亜チプロマチ
キアгент小示しし交並せししし

第六條

魯西亞人唯商賣をなす為にのみ江戸并大坂小湊
をさる事と由

江戸 千七百九十三年の後より

千八百六十二年
一月一日

大坂 同の六十二年の後より

千八百六十二年
一月一日

此處所の町小於く魯西亞人建築と價を以借りし
相商なり一區の場所并散步を以て規程と追て日本
役人と魯西亞のチプロマチーキアデントと議定す

第七條

日本小一時或は連絡を由の魯西亞人私着を携ふる
事を免し且自ら其宗々と會し宗法を改むる事を
以て長崎より於て端繪の仕來り既小廢せり

第八條

日本開港の場所小於て魯西亞人持参の規程たの

如

箱館 各方一凡十里

長崎 其町の周囲小一町の所料取と限りしん

津島川 江戸の方小旗く六ヶ川 川海と品川の所小て
と限りしん 其地を各方一凡十里 海灣小合を川より

兵庫 京郊と距る事十里の地と際さ各方一十里兵庫小東の所小
人兵隊と大坂とありて海灣小合を株名川の川筋と誠也一うしん

都々其里数を各港の所取より陸路の程は

なりしを各里と魯西亞尺後あり三フエルステニ二百

三十二サツセン即ち一万は子百七十七ふフート為海岸

よ旗く逃て開く所き一港歩のの規程と日本

没人し魯西亞チプロマチーキアセントと議定を

魯西亞人重立たる悪事しん裁りて又と名を

持よりて再び裁許小をせしれしものな居前の場

取より一里の外小出を各りしん其を若等日本奉りし

より國地退去の事と魯西亞コンシユル小をさし

其者在諸門合等コンシユル紀海の上退去の期限程縁
の候相叶一其期限を交一々を々年を越ゆ
層の〜人

寺社及い休息所と除くの外凡て城壁及び門
何家取一拒なく一々来り傍一〜人

第九條

双方國人品物を賣買する事總て障なくも國の役人

是小立合ハモ法日本人魯西亞人より得たる品々

と賣買一或と取持一用ゆ〜と妨か

此條を條約より
時中箱渡す

魯西亞人日本の賤民と雇ひ高賣向其外法用事不

充る事も免さ〜

此條約不添たる高法の別冊と互ふ本書同様不

公得層〜

第十條

係る國地も輸入輸出の如く別冊の通日本没折一
運上と納む一

日本の運上取少く為る申立の價と奸阿りと為る
る時を運上没より相商の價法け其為物を買
入る事と談を一其為を若れと吾む付を運上
没人より付けする價も没て運上と納む一水え
其の時を其價を其並に買上

輸入の荷物定例の運上納海の上は日本人より申中
に棉送さるるも別な運上を取立る事か
高税目録も定めたる運上言日本船及他國の
船船より外國より輸入せる同く其物の運上と減
其の時を魯西亞人も同様も取せらる
魯西亞政府海軍用意の品津急川其為箱籠の内も
陸揚一庫内も其めく魯西亞政府も人其讓る物

は運上の沙汰又及び其品を賣拂ふ時と買受る人より規定の運上と日本没所を納むる

第十一條

河川の輸入を嚴禁たるを若魯西亞高船之件 魯西亞量目

四ポイント三六 以上と持渡す其の料の品と日本没人 ソロツニツキ

とんと取上る

魯西亞人日本小船の河川高賣ふ付て罪状は

時と其品取上一斤より二十ルーブルの過料と日本

没所へ納められ本國嚴禁の控を以て罰せらる

第十二條

軍用の諸物と日本没所の外へ賣渡すは外賣入

互の取引を差構わらる事

米並麦と日本運上の魯西亞人及び船中乗組員

若くは船中旅客食料の爲の用意と不足を

与ふとも積荷として輸出せる事を許さば産する
取の鋼日本要用の割合は是時日本没取
みく公けの入札として拂ひ返す

第十三條

外國の法貨幣と日本貨幣同種類の同量と通用
を爲す
金と銀と銀と量目
若く比較するといふ 双方の國人互ふ品物の代
料と拂ふよ日本といふとの貨幣を用ゆる事始あり

開港後凡そ年の中各港の没取より日本の貨幣
と魯爲亞人額次身引替返を爲す日本法貨幣
と鋼錢輸出せる事と得兼外國の金銀と貨幣に
鑄るも鑄さるも輸出せし

第十四條

双方國人の事論ある時と兩國の没人吟味を遂げ
日本人罪ある時と日本没取みくこれを得る魯爲

亞人罪ある時其國のコンシユルよりこれを罰する
事なく下田條約不違なり

法を犯せる魯為亞人の事不付てはコンシユル頼不依
て援助をく其雜費と事毎不魯為亞コンシユルより
相商の儀を出入

魯為亞コンシユル居合より港あて犯法の魯西亞人を
日本没入取押(最寄のコンシユル不達)これと
並せしむ

此條約中の規定並別冊不記せる取の法則を犯す
不於ては魯為亞コンシユル裁取不(不達同取)不
吟味の上取と不並と料と日本没入(不違)と

第十條

近く日本と魯為亞との條約を改め又加入せんと
する時と其國政府再檢より事當然たりと

いとも此條約調判より九十日年とるる後支國
の内より一ヶ年前小通達を

第十六條

以後他國のよめ小許容せる處と程縁なく魯西
亞國も免を

魯為亞國小於ての日本人も同様たる

第十七條

此條約の類と其末末年六月二日
七月一日
より

本條約と日本大君の所名と與平と署一老中
俱小名を記一魯為亞の方小ては國帝自ら名を
記一言友のよめ俱小名を記一國平と珍と
以證とを

此本書と其末末年六月二日
七月一日
迄の内或

其以前小ても却合次身江戸又とサントペートルル
おろく取替を一一以仮條約書と日本諸魯西亞
語と双方の全權各本國の文不調平一和英譯
文と双方通詞名を記一是と添く取替をその也

安政五年戊午七月十日

永井玄蕃頭花押

井上信濃守同

堀織部正同

岩瀬肥後守同

津田中三守同

五十一

稅則

品又十三

品又十三

日本開きたる港へ小於て魯為亞商民貿易の

章程

第一則

日本開港の場所へ魯為亞商船入津次序二十日時

中魯為亞の四十八時 小船又も頭立たるものより日本没取

魯為亞コンシエルの書取の書付と差出を了

此書取書ハ魯為亞國の掟通り認めたる船目錄

其外の書類を魯西亞コンシユルへ預けたる諸取
書なり

其上して其その大船のさうし出書と出たし

右差出書と入津の船の名其船と仕出たる
港の名噸數船司又と頭立たるもの名案

紐束たる旅人の名 念組有く
時を認る 念組の熟人数と總々

るそのおく書付の通相違あると船司又と

頭立たるもの奥書致し其名前と書載たる

ものあり

同時小し船の積荷の表書と没所小預くし

右ハ其荷物の譜牒並書付入目り數とを送

状又認し通小写し其荷物と文宛の人の名

前と記したるもの也

和申用意の品物の目錄も表書(書加ふし)

但船中用意の品も書付の通相遠からる船を

又も頭立たるその書一其名前を記す

此書書の文面相遠の廉を日本の十二時魯為亜の
二十日時の中

ふ付改るふ於てはる料と出及及る船限

より後ふ書改むる又も書書名を一方遅滞

をふ於ては二十ルーブルのる料と日本改所一納

む

若書中に書載さるふと陸揚するに於ては其ふ

二重の運上と日本改所一納むべ

船司或ハ頭立たるもの入港の手教前書の期限

より急ぐハ急る毎ふ八十一ルーブルのる料を日本

改所一納むべ

同たる港小魯為亜コンシユル居合せる時とコンシユル

其計筋の事件と魯為亜と和親の外圍のコンシユル

又も日本運上所にて取計ふ趣

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦と小運上階方改め

の役人察入る事當然たる

系組の者たを右役人と丁寧小取扱ひ船中よて出
來は又と相商の用役とがら

夜中は日本役所より免なくして其卸を

荷揚船船く出入口に荷物とは意なく戸に

夜中と日本役人後と卸又と平封し更くの取締

と索し一と一第一免しあてらまを聞き又も

後平封と破り品物と引出らるものには其犯たる

人毎小八十一ルーナルの過料を日本役所へ取立

日本役所へ商賈の差出をせらるるを却り

又も其事を議するは次の條小定たる通取

押（日本没新）取上（一）

荷物の中言價の品くと積荷目録小載せし取上
至收納と減せんと仕組たるものは其品と日本没新
一取上（一）

日本の同する港して密賣買とするは勿論仕組
らざる魯為亞船と其品と日本没新（取上たる）と
せざる毎小一子之百お十ルールの色料と納む（一）

修復の為入津の形くの積荷と運上なく陸揚（一）
日本没新（積る）海蔵お仕事兼お人等の諸入
用と相商の償とむを海蔵（若其為物の内と賣拂ふ
付とせ為物丈と規定の通運上と日本没新（納
む（一）

積荷と同港内の他船（積む）付と日本没新見分の
上事情明白小相分り免状と受うとは定の運上（一）

第三則

和物を送る者又は引受人の者より入津の和物
と陸揚せんとする時とて積荷の差出書と日本
没所へ出さる

此書面と和名又は引受人の名前積送れり
の名和物の積荷書付其和物の斤数不旨毎
品の代料と認め其趣ノ高を其書付の末小認
む

都ては差出書付と持主又は引受人認たる偽り
なき價紙中なる書面少く日本没所の規定に觸
きたる限り和物なき證據とて銘々名あを
認め

右を通り積荷目録又差出等の書類と日本没所不
及出右書付と積荷用表品等取留海迄と和物も

日本没所の領たる一

日本没入右の通差出たる荷物の内又も其惣神と
定式と通り改む一若運上没所取寄せ改め見
事阿きは輸入人の失費相を以成るべく丈
和物の損せざる様よし一改海の上と素の如く
取始末を一一を取調方格外時日と費さるる一

右又も輸入人保く持交の品改海没所より引渡

さるる以て輸入の途中

日本没所(茶)の
以前の事とす

破壊損傷の品と

公附とすは商人より其戻運上没所より立其品取
扱ふ職業にて廉潔ありと其商人以上出金直組
為没其荷物毎小損一多紙歩別と記一其諸牒
番数とも小記書小認込一を日本没入立合ふ
直組人号名と記き一

右の記札悉く持束の差出書付一添越高の内と

川を走る一々條約第十條の取極の通運上及び
少く取扱ふ事有條約の趣あり

諸運上納海の後運上及所より陸揚げ不苦候免
許状を渡さる一々品物渡一方ハ運上及所不ても
船中不ても其者の頼小仕を

輸出小極する一々品物と船に積送する前廣小運
上及所一々品名品物の積送も付入る行数量同姓各

並代料と記せる差出書付と出書面之通脚傍

あき由と濫出入等控按として品名前と認む

運上及所一々品名前船中積込たる品物毎運上

及所一々品名前の上禁制の品と竊よる積の中不

入る品は改の上日本及所取上候

船中適用の品又と禁制品名の適用衣類等と運上

及所一々品名前と出候不及

第四則

出港手数を領し船は日本十二時魯西在 二十時前小運上

込所へ申上りて以期限中亦手数を遅くせざるは

取扱は勿論なるべし亦手数を止る事何れは

日本役人より和月又も頭立たるもの并て船若此

取引人等（其後午後魯西至ヨニ元一）達上りて

魯西至國の軍艦と入港出港運上船の手数及も人

運上役人並出り方の役人並構ふ事あり

魯西至國飛脚の為の蒸氣船と入港出港の手数を

一日ふいふ日本上陸する旅客並品物の外と

岩書並出書面の手数をいへども何れ後とも

入港の夜毎く出港入港の手数をいへるは

薪水食料等用意の為入港の諸商船又も船船と其

積荷の岩書と出戻不及といへども出港入港の手

四十一

数と為きし一若し積荷と賣拂りんと願ふ時と

第一則の通定式輸入の噸数としんせし

稅則條約書中不船と唱ふるものはエキツバルク

ブリツキスクー子ルスループ蒸氣船等と却てしふあり

第五則

日本運上及所の規則不違ひたる偽りの若し積荷

目録をせし宛書不名前を記せる單は其記を毎ふ

百六十八ルーブルの過料と日本及所一納むし

第六則

噸税と日本開港の場所おろく魯島亞細より取

立しといしもたの規定の通其地と其運上

及所不納むし

其船の入港手教不付二十ルーブル二十コピーキス

其船の出港手教不付十ルーブル

運上所より出る各免状并其外の各書小付ニル

ブルニコピーキス

商税目録

魯西亜人日本開港場取小持紙一陸揚より諸
品物小付日本没所一左の目録之通運上と納
む

一類

貨幣小送りたる令銀并貨幣小送りたる令
銀高周の衣服

家財并版本

以上商賣の爲小せりる日本小立而
きり魯西亞人所持の物なり

右の品々は運上あり

二類

船の造作器具修復装束の爲に用ひ。諸品爲

蘇澳道具の諸品

蒸氣機釜

石炭 トタン 鉛 錫 生絹 米

粉 パン并パンの粉 乾漬食物の諸品

活獸の諸類

右の品々は各分の運上を納む

三類

都て蒸溜泡釀又は他の法小て製しを神と

碎しむる飲もの

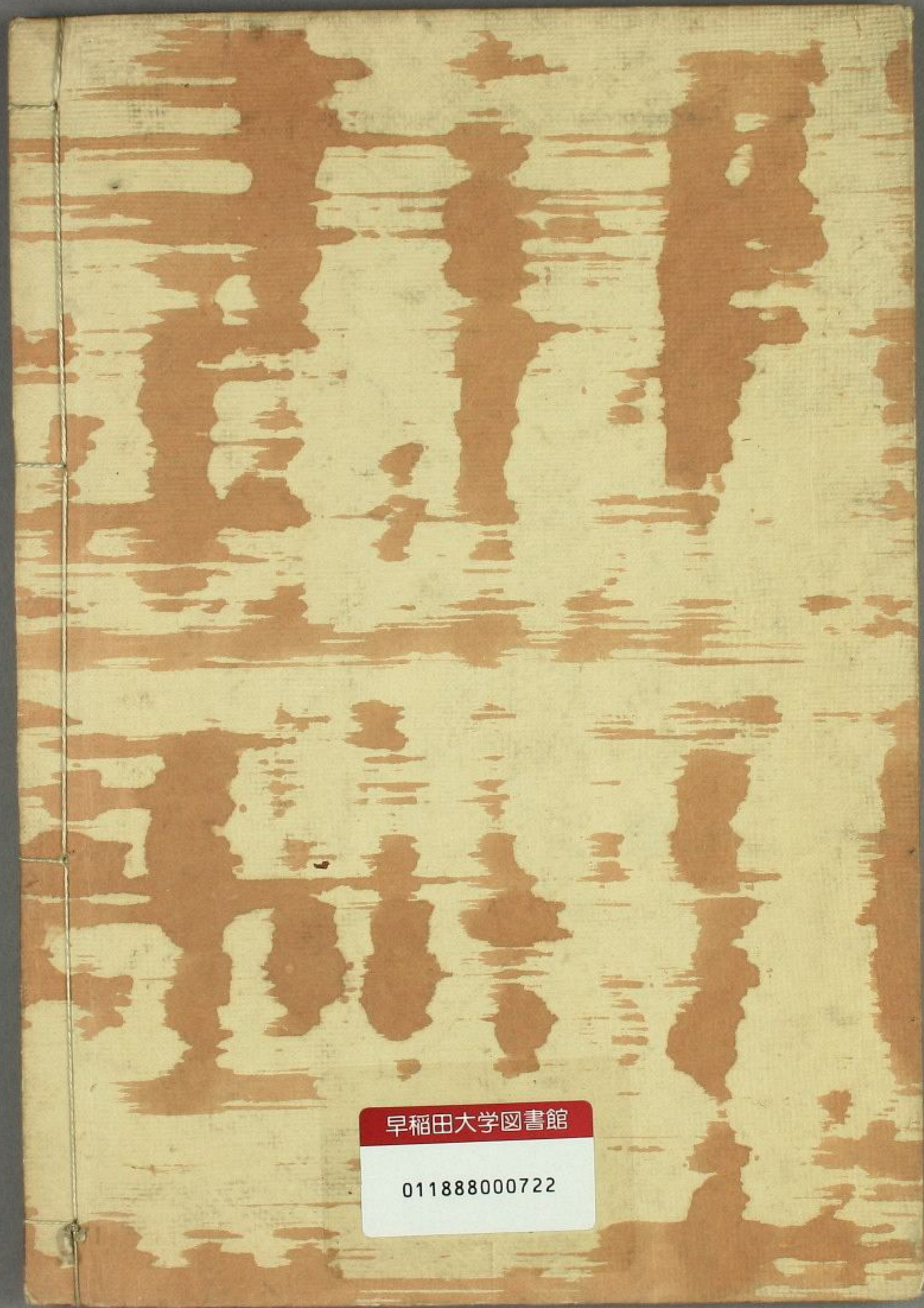
右と之割お分の運上を納む

四類

熱て前類の内ノ記さるる品は二割の運上
を納む――

金銀貨幣并掉柄の外越々日本産の品を積
荷として輸出する時と五分の運上を納む――

右と神奈川開港後五年より日本政府先を
望まば商税目録を再編する――



早稲田大学図書館

011888000722